

第

1883

号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 9月 5日 水曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 社員への販売奨励金

Q : 当社では、拡販対策として1年間に一定額以上の販売実績をあげた営業社員に対して、販売奨励金を現金で支給することを検討中です。

この費用については、どのように処理すればよいでしょうか。

A : 給与として取り扱われることになり、源泉徴収が必要になります。

【解説】

所得税法上、給与所得とは、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう」とされていて、その本質は、「雇用契約等に基づいて受け取る職務に対する対価」といえます。

ご質問の場合の販売奨励金は、営業社員がその業務範囲である販売を伸ばすことによって受け取るものであり、まさにその職務の対価として受け取っているものです。

したがって、給与として取り扱われることになり、源泉徴収の対象となりますので注意してください。

ちなみに、販売実績が優秀な社員を旅行等に招待する場合もあるかと思いますが、この場合も、雇用契約に基づく労務の対価として特別に実績が優秀な特定の使用人を旅行に招待するわけですから、その費用は、その使用人に対して給与を支給したものととして取り扱われることとなります。

